

<h1>高知県公報</h1>	発 行
	高 知 県
	高 知 市 丸 ノ 内
	一 丁 目 2 番 20 号
	発 行 日
	毎 週 2 回
	(火曜日・金曜日)

目 次

告 示	ページ
○保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の掲示 (治山林道課)	1
◎急傾斜地崩壊危険区域の指定 (防災砂防課)	1
落札公告	
○落札者等の公告 (教育委員会事務局高等学校課)	1

告 示

高知県告示第899号

令和4年9月高知県告示第771号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を大豊町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和4年12月13日

高知県知事 濱田 省司

- 1 所在不明の森林所有者
 - (1)ア 登記簿記載の住所
高岡郡蓮池村688番地
イ 氏名
市村 定善
 - (2)ア 登記簿記載の住所
南国市岡豊町吉田155番地
イ 氏名
西田 元彦
 - (3)ア 登記簿記載の住所
高知市片町13番地
イ 氏名
中谷 健
- 2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成10年4月28日高知県告示第284号

- (2) 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について
- 高知県告示第900号**
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。
- なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県須崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。
- 令和4年12月13日
- 高知県知事 濱田 省司

四万十町家地川(1)

(1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
1	高岡郡四万十町家地川字佛先	693番
2	〃 〃 〃 字ホトケサキ	1023番7
3	〃 〃 〃 字佛先	687番
4	〃 〃 〃 〃	688番1地先水
5	〃 〃 〃 〃	688番1

- (2) 区域
標柱1から5までを順次に直線で結んだ線及び標柱5と1を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125号)第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和4年12月13日

高知県教育長 長岡 幹泰

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量
教職員用校務系ノート型パソコン 870台
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県教育委員会事務局高等学校課 高知市丸ノ内一丁目7番52号